

第3章

刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

【施策番号114】

警察においては、犯罪被害者等からの被害の届出に対し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な受理に努めている。

(2) 告訴に対する適切な対応

【施策番号115】

警察においては、警察本部及び各警察署に「告訴・告発センター」等を設置し、告訴・告発に係る対応の責任者及び担当者を指定することにより、担当課の決定及び受理・不受理の判断が迅速になされる体制を整備している。

また、検察庁においても、告訴・告発への適切な対応に努めている。

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号116】

ア 警察においては、性犯罪被害者が警察への被害の届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ被害の届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が診療時に性犯罪被害者から証拠資料を採取するための資機材の整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等を推進している。

【施策番号117】

イ 警察においては、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取方法を医師等に教示している。

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号118】

全国の検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述等の内容を説明するとともに、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付している。

また、法務省・検察庁においては、これらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正な運用に努めている。

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

【施策番号119】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P65【施策番号128】参照)等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、当該刑事事件が係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨を周知している。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)の閲覧に際し、犯罪被害者等に対して被告人、証人等の住所を開示することの許否については、裁判の公正を担保する必要性と開示により生じるおそれのある弊害等を比較衡量して判断すべきものであるところ、犯罪被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

令和2年中に犯罪被害者等に対して公判記録の閲覧・謄写を認めた事例の延べ数は、1,154件であった。

公判記録の閲覧・謄写状況

年次	事例数（延べ数）
平成28年	1,530
平成29年	1,270
平成30年	1,299
令和元年	1,195
令和2年	1,154

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 表中の数値は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数の合計である。
- 3 平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。

提供：法務省

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

【施策番号120】

ア 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、検察官が犯罪被害者等と適切な形で十分な意思疎通を図るべきことについて、検察官等への周知に努めている。

【施策番号121】

イ 検察庁においては、公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が適宜の時期に必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努めている。また、犯罪被害者等が公判の傍聴を希望する場合には、その機会ができる限り得られるよう、公判期日の設定に当たり、必要に応じて当該希望を裁判所に伝えるよう努めている。

さらに、法務省・検察庁においては、検察官等に対する研修において犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、犯罪被害者等との意思疎通の重要性に関する検察官等への周知に努めている。

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号122】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも訴訟手続の内容が理解できるよう、難解な法律用語の使用をできる限り避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号123】

P48【施策番号77】参照

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

【施策番号124】

法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官が上訴の可否を検討するに当たって犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、検察官等への周知に努めている。

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

【施策番号125】

法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等に対し、少年

少年保護事件に関する意見の聴取等の運用状況

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果等の通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
平成28年	244	226	1,080	1,051	991	982
平成29年	236	223	1,064	1,039	854	849
平成30年	214	207	936	894	824	817
令和元年	251	240	925	903	870	869
令和2年	254	248	927	887	841	840

(注) 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

提供：法務省

保護事件に関する意見の聴取制度、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写制度及び家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の結果等を通知する制度を周知しており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行うことができるよう努めている。

また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、これらの制度を犯罪被害者等に周知している（P65【施策番号128】参照）。

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

【施策番号126】

法務省・検察庁においては、犯罪被害者等に対し、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の状況を説明する制度を周知している（P65【施策番号128】参照）。

少年審判の傍聴等の運用状況

年次	少年審判の傍聴の運用状況		少年審判の状況説明制度の運用状況	
	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数(人数)	申出のあった人数	認められた人数
平成28年	74	34 (67)	362	340
平成29年	78	36 (73)	313	302
平成30年	68	25 (47)	301	287
令和元年	51	20 (37)	294	280
令和2年	60	28 (51)	313	301

(注) 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
提供：法務省

(12) 法テラスで行っている支援に関する情報提供の充実

【施策番号127】

法テラスにおいては、国民への制度周知のための取組として、国民に分かりやすい表現を心掛けた、犯罪被害者支援やストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者への支援に関するリーフレット等（法テラスウェブサイト「刊行物」：[https://](https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index.html)

www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index.html)を地方公共団体等に配布し、窓口に備え付けるよう依頼している。また、関係機関・団体の機関紙に法テラスの活動を紹介する記事の掲載を依頼するとともに、SNSを活用した広報を行っている。

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

【施策番号128】

ア 法務省においては、被害者参加制度、少年審判の傍聴制度等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijill1.html)を全国の検察庁に配布し、検察官が犯罪被害者等から事情聴取を行う際に必要に応じて手渡ししているほか、各種イベントで配布するなどしている。同パンフレットは、法務省ウェブサイト上にも掲載している。

また、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を全国の検察庁に配布し、犯罪被害者等に対する説明に活用しているほか、YouTube法務省

犯罪被害者等向けパンフレット



提供：法務省

被害者の手引



被害者の手引（外国語版）



被害者の手引（交通事故事件用）



チャンネル (<https://www.youtube.com/watch?v=IXmgyAoEM9E>)で配信している。

警察においては、「被害者の手引」の内容の充実を図っている（P91【施策番号196】参照）。

【施策番号129】

イ 都道府県警察においては、その実情に応じ、英語、中国語等の外国語版の「被害者の手引」を作成・配布している。

【施策番号130】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害のある犯罪被害者等に対する情報提供を行うため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」について、英語版や点字版のほか、同パンフレットの内容を録音したCDを作成し、全国の検察庁や点字図書館等に配布している。また、全編に字幕を付した犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、

聴覚障害のある犯罪被害者等に対しても情報提供を行っている。

(14) 刑事の手續等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等【施策番号131】

都道府県警察においては、検視及び司法解剖に関する手續の内容等を盛り込んだパンフレットを作成・配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。

また、検察庁においては、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、犯罪被害者等に対し、検視及び司法解剖に関する情報提供を必要に応じて適切に行っている。

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進【施策番号132】

警察においては、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で迅速に返却又は処分するよう努めている。

(16) 証拠品の適正な処分等【施策番号133】

検察庁においては、犯罪被害者等以外の者から押収した証拠品が犯罪被害者等の所有に係る物である場合、犯罪被害者等に還付の希望の有無を確認しており、還付を希望すると

きは、被差押人又は差出人を説得し、当該証拠品が犯罪被害者等に還付されるよう努めている。被差押人等が犯罪被害者等への還付に応じない場合には、当該証拠品の処分先立って犯罪被害者等と連絡を取るなどして、犯罪被害者等が所有権を行使する機会を確保している。

また、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、証拠品の早期還付を含めた処分について慎重に検討し、必要に応じて還付の時期、方法等について犯罪被害者等に対して説明するなど、事案に即した適正な運用に努めている。

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号134】

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要領」（平成29年7月12日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する情報提供が適切に行われるよう、都道府県警察を指導している。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、交通事故に関する被害者連絡を総括する者として都道府県警察本部に設置された被害者連絡調整官等が、警察署の交通捜査員に対する指導・教育を行っている。

さらに、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の置かれている状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害

者等の同意を得た上で情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図っている。

【施策番号135】

イ 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、捜査に及ぼす支障等も考慮しつつ、必要に応じて捜査に関する情報を捜査段階から犯罪被害者等に提供するように、検察官等への周知に努めている。

○ 海上保安庁においては、捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉等を不当に侵害したりするおそれのある場合を除き、捜査に関する情報を犯罪被害者等に提供している。

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

【施策番号136】

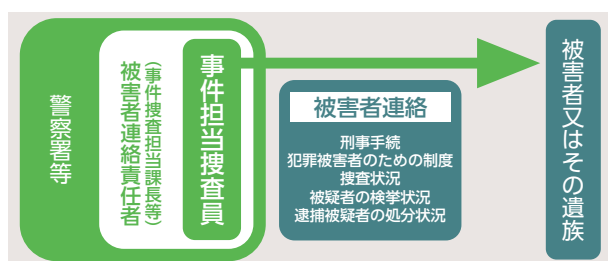
警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。

警察庁においては、交通事故等の真実を知りたいという交通事故被害者等の要望に応えるため、交通事故鑑識官養成研修をはじめと

交通鑑識



被害者連絡制度の概要



する研修を実施し、交通捜査員の知識・技能の向上を図るとともに、客観的証拠に基づいた事故原因の究明を図るため、ドライブレコーダー等の映像記録や3Dレーザースキャナ等の活用を推進している。

(19) 交通事故に関する講義の充実

【施策番号137】

P58【施策番号104】参照

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

【施策番号138】

P58【施策番号103】参照

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

【施策番号139】

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示制度の弾力的な運用に努めている。

不起訴記録は非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等については、裁判所からの送付嘱託又は弁護士会からの照会がなされた場合において、開示が相当と認められるときは、これに応じている。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、当該事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等の弾力的な開示に努めている。さらに、被害者参加制度の対象とならない事件の被害者等についても、民事訴訟等において損害賠償請求権その他の権利を行使して被害を回復するため必要と認められる場合には、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を開示している。

不起訴記録の弾力的な開示等について

は、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知に努めている（P63【施策番号119】参照）。

【施策番号140】

イ 検察庁においては、関係者の名誉等の保護の要請や捜査に及ぼす支障等にも配慮しつつ、検察官が犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分の裁定前後の適切な時期に、当該処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めている。また、会議や研修等の様々な機会を通じて、犯罪被害者等の保護・支援等に関する講義を行うなどして、犯罪被害者等に対する不起訴処分に関する説明について、検察官等への周知に努めている。

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

【施策番号141】

検察庁においては、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度が平成21年5月に施行されたことに伴い、起訴議決に至った事件について、裁判所が指定した弁護士に対する協力を行うなど、適切な運用に努めている。

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

【施策番号142】

法務省においては、平成18年に、それまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとする旨の指針を示している。その後、受刑者と犯罪被害者等との面会が実施されるなど、刑務所、拘置所等の刑事施設において、当該指針を適切に運用している。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

【施策番号143】

ア P57【施策番号92】参照

【施策番号144】

イ 法務省においては、少年に係る情報について、少年鑑別所や少年院において得られるものに加え、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関や保護者から得られるものについても、その都度少年簿に記載し、保護処分の執行に活用している。平成19年12月からは、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報の一層の収集及び記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において犯罪被害者等に関する事項を把握した際にも少年簿に記載することとし、加害少年の処遇に携わる職員への情報共有がより確実に進む

れるよう努めている。

【施策番号145】

ウ 法務省においては、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容の充実等を図るとともに、犯罪被害者等の視点に立って、自己の考え方等を見直させる課題を含む当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に対応している。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施している。

トピックス

少年年齢・犯罪者処遇の見直しに関する法制審議会の答申について

平成29年2月、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることや非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について、法務大臣から法制審議会に対して諮問がなされた。

法制審議会では、当該諮問事項について調査審議を行うため、犯罪被害者等を含む学識経験者を委員・幹事とした、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会を設置し、三つの分科会における検討を含め、計58回（うち29回は分科会）の会議を開催した。そして、令和2年10月、法制審議会から法務大臣に対して答申がなされた¹。

以下、当該答申に盛り込まれた、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や「犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実」といった事項の内容を紹介する。

1 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、本答申において法整備等の措置を講ずるべきとされた事項は、次のとおりである。

- ① 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の者から申出があったときは、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないとき認めるときは、この限りではないものとする。（答申の別添2の4の一）
- ② 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。（答申の別添2の4の二）

1 法制審議会第188回会議 <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html>

- ③ 刑事施設の長等は、①で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。(答申の別添2の4の三)
- ④ 刑事施設の長等は、①の聴取又は③の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。(答申の別添2の4の四)
- ⑤ 更生保護法第38条第1項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにするものとする。(答申の別添2の4の五)

法制審議会の答申の概要	
第1 議論の経過	
諮問第103号 (平成29年2月9日)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること ② 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方 	
少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会を29回 (3つの分科会を計29回) 開催	
答申 (令和2年10月29日)	
第2 結論	
18・19歳の者の取扱いについて (諮問事項①)	
<p>18・19歳の者は、選挙権等を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方、未だ十分に成熟しておらず、可塑性を有する存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 罪を犯した場合には、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすることが適当であり、答申〔別添1〕の法整備を行うべき ○ 18・19歳の者の位置付け・呼称については、国民意識や社会通念等を踏まえたものとすることが求められることに鑑み、立法プロセスにおける検討に委ねる 	
〔別添1〕の主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 罪を犯した18歳・19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の嫌疑がある場合、全件を家庭裁判所へ送致する ・ 「短期1年以上の刑に当たる罪の事件」を原則逆送の対象とする ・ 公判請求された場合、推知報道の禁止を解除するなどの仕組みを設ける。 	
犯罪者処遇の一層の充実化について (諮問事項②)	
犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、答申〔別添2〕の法整備と〔別添3〕の施策を実施すべき	
〔別添2〕の主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 懲役・禁錮を単一化して新たな自由刑を創設する ○ 刑の執行段階等において被害者の心情等を聴取・伝達する制度を設ける ○ 刑の全部の執行猶予制度を拡充する ○ 更生緊急保護等の対象を拡大する <p style="text-align: right;">など</p>	
〔別添3〕の主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年受刑者に対する処遇内容の充実を図る ○ 保護観察において新たな処遇手法を推進する <p style="text-align: right;">など</p>	
第3 附帯事項	
犯罪防止の観点から、以下の事項の実施が望まれる	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 18・19歳の者に対する行政・福祉分野における充実した支援の取組が行われること ○ 前科による資格取得の制限等について、早期に必要な措置が講じられること 	
第4 今後の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 〔別添1〕の制度の在り方につき、一定期間を経過した段階で、民法上の成年年齢の引下げによる社会情勢・国民意識の変化等も踏まえ、多角的な検討がなされること <p style="text-align: right;">など</p>	

2 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について、本答申において法整備等の措置を講ずるべきとされた事項は、次のとおりである。

- ① 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措

置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。(答申の別添2の8の一)

- ② 被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察官又は保護司の指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又はこれに関する資料を提示することを保護観察における遵守事項の類型に加えるものとする。(答申の別添2の8の二)

このほか、本答申において、施策が講じられることを期待するとされた事項は次のとおりである。具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することを含め、被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。(答申の別添3の5)

犯罪者処遇の一層の充実化のための制度・施策 (別添2・3)の概要

【施設内処遇の拡充】

- 1 自由刑の単一化 (別添2の1)
 - 懲役及び禁錮を単一化した新たな自由刑の創設
- 2 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実 (別添3の1)
 - 少年院の知見・施設を活用した若年受刑者処遇の充実化
- 3 若年受刑者に対する処遇調査の充実 (別添2の2、別添3の2)
 - 鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限の引上げ など
- 4 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等 (別添2の3)
 - 若年受刑者に対する処遇原則の明確化
 - 社会復帰支援の明確化
- 5 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度 (別添2の4)
 - 被害者等から心情等を聴取し、処遇にいかす制度の創設
- 6 外部通動作業及び外出・外泊の活用等 (別添3の3)
 - 外部通動作業及び外出・外泊の環境の整備 など

【社会内処遇の拡充】

- 1 刑の全部の執行猶予制度の拡充 (別添2の5)
 - 保護観察付執行猶予中の再犯についての執行猶予を可能とする法整備
 - 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の引上げ など
- 2 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進 (別添2の6)
 - 保護観察の仮解除の主体を地方更生保護委員会から保護観察所長に変更
- 3 新たなアセスメントツールを活用した保護観察処遇の充実、特別遵守事項の類型の追加等 (別添2の7、別添3の4)
 - 新規に開発したツールを活用した処遇の充実化 など
- 4 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実 (別添2の8、別添3の5)
 - 被害者への弁償や謝罪等について保護観察官等から受けた指導に関する申告・資料提供を遵守事項に追加 など
- 5 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用 (別添2の9)
 - 鑑別の対象に仮釈放者、保護観察付執行猶予者を追加
- 6 更生保護事業の体系の見直し等 (別添2の10)
 - 更生保護施設の専門的な処遇や通所・訪問による処遇を事業として明確化 など
- 7 更生緊急保護の対象の拡大等 (別添2の11)
 - 満期釈放後直ちに更生緊急保護の措置が受けられるようにするための手続の整備
 - 保護観察所長が積極的に満期釈放者等への援助等を行うことができるようにするための措置 など

【施策番号146】

エ 保護観察所においては、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している。

令和2年中に同制度に基づいて心情等を伝達した件数は、155件であった。

更生保護における各種制度



提供：法務省

心情等伝達制度の運用状況

年次	心情等伝達件数
平成28年	155
平成29年	177
平成30年	185
令和元年	158
令和2年	155

提供：法務省

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

【施策番号147】

地方更生保護委員会においては、更生保護法に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の審理に際し、犯罪被害者等の希望に応じ、犯罪被害者等から意見等を聴取し、仮釈放等の

許否の判断に当たって当該意見等を考慮するほか、仮釈放等を許可する場合には、当該意見等を特別遵守事項の設定に当たり参考としている。

令和2年中に意見等聴取制度に基づいて意見等を聴取した件数は、311件であった。

意見等聴取制度の運用状況

年次	意見等聴取件数
平成28年	325
平成29年	334
平成30年	313
令和元年	336
令和2年	311

提供：法務省

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実
【施策番号148】

法務省においては、仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とする研修において、犯罪被害者等の意見等を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しており、犯罪被害者等施策に関する内容のほか、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等についても理解の増進を図ることができるよう、講義内容の充実を図っている。

(27) 矯正施設職員に対する研修等の充実

【施策番号149】

矯正研修所においては、新規採用職員、幹部要員等を対象とする研修において、「犯罪被害者の視点」等の科目を設けるとともに、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等に関する理解の増進を図るため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、研修内容の充実を図っている。



警察における犯罪被害者等支援 ～埼玉県警察本部犯罪被害者支援室の令和2年度中の活動～

1 犯罪被害者等支援の気運の醸成

(1) 犯罪被害者支援P R大使の委嘱

埼玉県警察では、埼玉県及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター（埼玉県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）と共に、元AKB48の松井咲子さんに犯罪被害者支援P R大使を委嘱し、犯罪被害者等支援の輪を広げるための動画への出演、各種イベントへの出席等の協力を得ています。

犯罪被害者支援P R大使の委嘱式



犯罪被害者支援P R大使の松井咲子さん



(2) 犯罪被害者支援動画「あかねちゃんのピアノ」の作成

平成30年9月9日、さいたま市立宮原中学校2年の女子生徒が自転車で走行中に大型トラックに衝突され、その若い命が失われました。女子生徒は幼い頃からピアノを習い、校内の合唱コンクールでピアノの伴奏をすることになっていました。

埼玉県警察が作成した犯罪被害者支援動画「あかねちゃんのピアノ」には、遺族や先生へのインタビューを通して、亡くなった女子生徒の思いや遺族の願い等が収められています。また、女子生徒が伴奏するはずだった楽曲を松井咲子さんが伴奏し、宮原中学校の生徒が事件や事故のない世界への願いを込めて歌う合唱も聴くことができます。

松井咲子さんによるピアノ伴奏



宮原中学校の生徒による合唱



埼玉県警察
YouTubeチャンネル
「あかねちゃんのピアノ」



(3) 犯罪被害者等施策のP R動画の作成

埼玉県警察では、松井咲子さん、ラジオパーソナリティの大野勢太郎さん等、埼玉県ゆかりの著名人が出演する犯罪被害者等施策のP R動画を作成しました。

作成した動画は、YouTubeの埼玉県警察公式チャンネルで公開しているほか、埼玉県内の街頭モニター等でも放映されました。



埼玉県警察
YouTube
チャンネル
松井咲子さん
PR動画



埼玉県警察
YouTube
チャンネル
大野勢太郎さん
PR動画



2 犯罪被害者等に寄り添った支援

(1) 犯罪被害者等に対するカウンセリング

埼玉県警察本部犯罪被害者支援室には、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーが2名在籍しており、心理的な支援を必要とする犯罪被害者等に対し、プライバシー等に十分に配慮してカウンセリングを実施しています。また、犯罪被害者等支援に当たる警察職員も、カウンセラーの指導の下、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう注意して対応しています。

犯罪被害者等に対するカウンセリング（模擬）



(2) 病院への付添い等の直接的支援

埼玉県警察本部犯罪被害者支援室では、犯罪被害者等の不安を可能な限り軽減できるよう、犯罪被害者等の要望に応じて、警察職員が病院に付き添い、犯罪被害者等に代わって事件概要を医師に説明したり、裁判所に付き添って一緒に裁判を傍聴したりするなどの付添い支援のほか、捜査の流れの説明や、転居等の行政手続及び無料法律相談を含む各種相談窓口の案内等、犯罪被害者等に寄り添った直接的な支援を行っています。

警察職員による付添い支援（模擬）



3 関係機関との連携

(1) 「^{さい}彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」の活動

埼玉県では、埼玉県警察本部犯罪被害者支援室、埼玉県防犯・交通安全課及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの三機関が「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」を構成し、同一施設の同一フロアに所在しており、犯罪被害者等がいずれか一つの機関に相談すれば、これらの機関の間で必要な情報が共有され、各機関から支援を受けることができるようになっています。

(注) 「彩の国」とは、埼玉県の愛称です。「彩」は、いろどりや美しさを表す言葉で、四季折々の色彩豊かな自然に恵まれ、産業、文化、学術等様々な分野で発展する埼玉県を表現しています。

(2) 「埼玉県犯罪被害者支援推進協議会」の活動

官民一体となった犯罪被害者等支援の充実を図るため発足した「埼玉県犯罪被害者支援推進協議会」(会長：埼玉県警察本部長)には、令和2年9月現在、埼玉県警察をはじめ、検察庁や保護観察所等の国の機関、埼玉県庁やさいたま市の関係部署、医師会、弁護士会、報道機関、交通事業者、金融機関、犯罪被害者等支援に賛同する団体・企業等、119の機関が加盟しており、様々な活動を行っています。

例えば、加盟機関の一つである地元テレビ局のテレビ埼玉は、犯罪被害者等支援に関する埼玉県の取組に関する番組を放送し、広く県民に紹介しました。

テレビ埼玉で放送された番組

